

理事会規則

(理事会の招集、出席者等)

- 第1条 公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の理事会は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、全剣連会長が招集する。
- 2 全剣連の監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(理事会議長の選定等)

- 第2条 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長に欠員又は事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により当法人の業務執行理事を議長とする。
- 2 前項にかかわらず、会長の選定及び解職に係る議事は、当該理事会に出席した理事の中から互選によって選定された者が整理する。

(理事会議長の権限等)

- 第3条 議長は、理事会の議事を整理する。
- 2 議長は、前項の議事を整理するに当たり、当法人の副会長、専務理事若しくは常任理事又は監事であって当該理事会に出席した者から、必要に応じて助けを得ることができる。
 - 3 議長は、前項の議事を整理する場合において必要があると認めるときは、理事及び監事以外の者に出席を求め、又は意見を聴くことができる。

(評議員候補者の推薦等)

- 第4条 会長は、全剣連の評議員会を構成する評議員の選任及び解任の決議に際し、評議員会の求めに応じ、理事会に諮った上、当該評議員の候補者を推薦することができる。

(理事及び監事の選任及び解任)

- 第5条 前条の規定は、評議員会が行う理事及び監事の選任及び解任の決議に際して準用する。

(事業計画及び収支予算)

- 第6条 理事会は、必要に応じて事業計画及び収支予算について、評議員会に付議することができる。

(事務局長の選任及び解任)

- 第7条 会長は、理事会が行う事務局長の選任及び解任の決議に際し、当該事務局長の候補者を推薦するほか、必要に応じて意見を述べることができる。

(理事会の議事録等)

- 第8条 理事会の議事録に記載又は記録する事項は、別表のとおりとする。
- 2 議長は、理事会を欠席した理事又は監事に対し、当該理事会の議事録写し及び配布資料を送付するものとする。

(理事と連盟との取引の制限)

第9条 理事が、以下の各号に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己または第三者のためにする連盟の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにする連盟との取引

(3) 連盟が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において連盟と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事項を理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第10条 理事会の運営に係る事務は、全剣連の事務局が処理するものとする。

附 則

- 1 この規則は、一般財団法人の設立登記の日から施行する。
(平成24年4月1日施行)
- 2 この規則は、令和2年3月5日から施行する。

(別表) 議事録記載事項

- (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という）第93条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - イ 同条第3項の規定により理事が招集したもの
 - ウ 法101条第2項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
 - エ 同条第3項の規定により監事が招集したもの
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 法第92条第2項、第100条又は101条第1項の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- (6) 会長以外の理事であって、理事会に出席したものの氏名
- (7) 理事会の議長の氏名
- (8) 法第96条により理事会の決議があったものとみなされた場合又は法第98条第1項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合は、法務省令に掲げる事項

以 上